

地方消費者行政強化作戦2020策定に
関する懇談会
第2回議事録

消費者庁消費者教育・地方協力課

地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会（第2回）
議事次第

日 時：令和元年6月11日（火）15：00～17：04

場 所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

1. 国による地方消費者行政支援について
2. 地方公共団体の消費者行政への取組について
3. 意見交換

○消費者教育・地方協力課尾原課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回「地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会」を開催いたします。

それでは、報道の方の冒頭カメラ撮りはここまでといたします。

なお、タブレットの使い方等、もし、御不明な点があれば後ろにスタッフがおりますので、お気軽にお声がけいただければと思います。

また、会議での発言のときには、手元のボタンを押すと赤くつきます。その方の発言がマイクで流れるようになります。

それでは、先生、お願いいたします。

○小西座長 それでは、議事に入らせていただきます。

お手元に議事次第があると思いますが、きょうは3つございまして、まず、事務局からの報告をいただいた上で、古川委員と生水委員から、事前に拝見しましたが大変中の充実した資料を頂戴していますので、それを御報告いただいた後で意見交換を予定しております。

まず、阿部委員ですが、本日、初めて御出席になりますので、ぜひ一言御挨拶をお願いできればと思います。

○阿部委員 皆様こんにちは。

全国消費生活相談員協会の阿部と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小西座長 まず初めに、前回の懇談会で整理が必要だということを私からも申し上げましたが、国から地方消費者行政の充実強化に向けた支援について、事務局より御報告をお願いいたします。

○消費者教育・地方協力課梅田補佐 それでは、私のほうから御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、資料につきましては、資料1-1と1-2を使いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

今、私が発表者で操作しておりますので、皆様のほうも切りかわっていくかと思っております。

前回の御議論を踏まえまして、国による消費者行政の支援ということで、事務局で整理をさせていただきましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、早速、資料1-1をごらんいただきければと思いますが、消費者庁設立以来、国が地方消費者行政についてどういった支援をしてきたかということを中心にまとめたものでございます。

大きく3つございまして、1つ目が「地方交付税措置の拡充」、2つ目が「交付金による支援」、3つ目が地方公共団体に直接お金が行くものではありませんけれども、「国民生活センターによる支援」というものが、大きな3つということで進めてきたことで整理させていただきました。

これらの支援については、既に委員の皆様方、御案内のところかと思っておりますけれども、改めて御説明をさせていただきますと、1つ目の地方交付税措置の拡充については、平成20年度のときに約90億円だったものが、現在では約3倍の約270億円まで拡充をされている

ということでございます。

こちらの趣旨は、具体的には、相談員の人件費が2倍に算定基準が上がるといったことで安定的に消費者行政を充実強化させていくという意味で、交付税措置をきちんと拡充したということをもって、地方公共団体の消費者行政予算、我々はよく自主財源、地方公共団体でいうと一般財源のほうになじみのある言葉かと思えますけれども、一般財源の充実をしていこうということで、拡充措置をとったということでございます。

2つ目が、交付金による支援でございまして、交付税措置というものもなされている上で、国による地方消費者行政の充実のために必要な支援を、交付金を通じて行ってきたということでございます。

これは、変遷としては、3つの制度が変わってきたということでもありますけれども、1つ目が一番左側にある地方消費者行政活性化基金ということで、消費者庁の設立に合わせて基金が造成されたということでございます。こちらについては、消費者庁の設立に合わせて平成20年の補正予算でついて、そこから26年の当初予算まで措置がなされてきたものでございます。

こちらの趣旨を申し上げますと、最初に「集中育成・強化期間」というものを設けまして、消費者庁の設立に合わせてこの3年間で基本的には消費者行政の強化に集中的に取り組もうということで、最初にこの基金の増設がなされたということでもあります。

その中で具体的に言うと、センターの設置・拡充、相談員のレベルアップといったメニューを設けつつ、地域の実情に合わせて柔軟に選択をしていただいて、地方公共団体のほうで地方消費者行政をきちんと充実できるようにということで、予算上の措置がなされたというものであります。

その後、地方消費者行政推進交付金ということで、平成26年の補正予算からになりますけれども、こちらについては、骨太の方針の中で基金の見直しというものがありまして、単年度の交付金化になったということでございます。

これは、交付金に移る前に、もともと基金が3年間という限定できちんとやっていきたいと思いますということでもありましたけれども、それでは、まだ十分ではないということで基金についても延長がなされてということでもあります。一方で、基金設立の趣旨に鑑みて、いつまでも延々と続けていきたいと思いますというわけではなくて、きちんと終期を定めて地方の取り組みを充実させていこうということで、平成29年度を事業年度の開始の最終年度と区切りまして、そこから徐々に自主財源の取り組みを充実させていこう制度設計になっているというものが推進交付金ということでございます。

その上で、平成29年度が新規事業の立ち上げの期限になっておりましたことを受けて、平成30年から新しい交付金の形に変わらせていただいたということでもあります。これが地方消費者行政強化交付金という今の新しい交付金の制度となります。こちらについては、平成30年から新しい事業を立ち上げることが現行の交付金制度でできなくなるということがありましたので、平成30年からも特に国が奨励をしてきちんとやっていかなければなら

ない事業に限定してということではありますが、新しく事業を立ち上げられるようにということで、強化事業という形で進めさせていただいているものでございます。こちらについては、補助率が原則2分の1という形での設計であります。

また、先ほど地方消費者行政推進交付金という形で平成26年の補正から平成29年までやっていた事業でございますけれども、こちらが徐々に自主財源化することを前提としつつも、ある一定期間は活用期間という形で徐々に自主財源化を図るという趣旨になっておりますので、そのこのところの手当もこの強化交付金の中でなされているのが設計になってございます。

ここまですが直接的な国から地方へのお金の流れでの支援でありますけれども、もう一つ、消費者庁の設立のときの設置法の中の附帯決議でも言われたことでもあります。地方消費者行政がしっかりと機能するための支援として、国民生活センターによる地方支援というものも消費者庁ができて以来、実施してきたものでございます。こちらについては、具体的には地方公共団体へのPIO-NETの配備であるとか、研修事業、バックアップ相談であるとか経由相談、商品テストといった形で地方の消費者行政は支援してきたということが大きな枠組みになってございます。

その上で、少しだけ法律的に交付税措置、交付金の制度がどう位置づけられているかを簡単に御説明をさせていただこうと思います。資料を切りかえさせていただきます。資料1-2で、財政支援に係る関連法令をまとめてございます。

先ほど、地方交付税措置を拡充いたしましたという話をしましたけれども、こちらの財政支援に係る関連法令の地方交付税法というものがございます。地方交付税法第3条第2項に定められているとおり、「国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」となっております。ですので、これがいわゆる紐づきのお金ではないという位置づけになっているものが法律の制度でございます。

あとは、交付税法の中にいろいろ書いてございますけれども、次に地方財政法において、国から地方への財政支援について規定されています。

次に行っていただきますけれども、地方財政法の第9条のところ、基本的には地方公共団体は負担することになってはいますが、その上で、第10条でその例外規定ということで、限定列举がなされている構造にはなっております。

○消費者教育・地方協力課梅田補佐 今、地方交付税法の話をして、その後に地方財政法の原則を御説明いたしました。地方財政法第10条には、地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するために、なお、国が進んで経費を負担する必要があるものについて、国が全部または一部を負担するという規定があり、これが例外規定になってございます。

もう一つは、補助金の交付ということで第16条の規定がございまして、こちらについては、

第10条の規定によらずということでありまして、施策を行うための特別の必要があると認めるときに限って、地方公共団体の財政上の補助金を交付することができるという規定になってございます。

法律上の位置づけということについては、こういう構造になっているということもございますけれども、議論としては地方財政法10条に規定される場所であるとかはあるのですが、もともと消費者安全法上、自治事務としてきちんとこれを行っていかねばならないということを法令上、きちんと担保がされていれば、これによらず、お金はついてくるだろうということはあるわけですが、国から地方への財政支援の構造としてはこういう形になっております。

資料をまた切りかえさせていただいて、資料1-1の「地方消費者行政における主な事務について」というペーパーに切りかわっておられますでしょうか。こちらに、地方消費者行政における主な事務ということで、まとめさせていただいておりますけれども、もともと、地方消費者行政を行っていく上で、そもそもどういう事務が地方公共団体に期待されているか、法令でどういうことをやることを期待されているかを簡単にまとめたものでございます。

大きく4つに分けておりますけれども、1つ目が「消費生活相談」、2つ目が「消費者教育・啓発」、3つ目が「事業者指導・法執行」、4つ目が「その他」という構造になっているということでございます。

また、切りかえさせていただいて、資料1-2に移って「消費者行政における地方公共団体の事務に係る関連法令」という資料を準備させていただいております。

まず、消費生活相談に関しまして言えば、消費者安全法の第8条から10条までに書かれているということでございます。ここについては、都道府県のほうは消費生活センターが必置ですという話、市町村のほうは努力義務という形で規定がされているということになってございます。

それから、11条も人材の確保というところで、消費生活相談をきちんとできるようにということで、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置といったところで人材の確保、質の向上を図ることが都道府縣市町村に、義務ではなくて努力義務ということで「努める」ということが位置づけられているということでございます。

そのほか、平成26年のときに改正をされて入っている地域消費者安全確保地域協議会についても設置できるという規定でございます。それから、通知については義務ということで、重大事故の通知が地方公共団体に義務づけられている事務になっております。

そのほか、啓発に関しましては、消費者教育推進法の中に都道府県の事務がいろいろ規定されているということになっております。例えば、地方公共団体の責務ということで12ページ目になりますけれども、第5条でセンター、教育委員会、その他の関係機関の相互の緊密な連携のもとに消費者教育の推進に関して、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の中で社会的、経済的状況に応じた施策を策定して、実施する責務を有するこ

とが書かれておったり、そのほか、教育の推進計画を定めるように努めなければならないというところも、現行の強化作戦の中に盛り込まれているようなところが、努力義務の規定として消費者教育についても多々定められているという構造になっているということです。

この懇談会では、まさに強化作戦2020の策定が最大の目的になってございますが、財政的な措置ということもありますけれども、やはりこういった今、努力義務になっているところの重要性であるとか、必要性というところで、実際にどのレベルまで地方公共団体がやるのが求められているのか。また、それを目標に設定することで、ある意味ではこの財政上の措置もついてくるという構造になってくると思います。

第一回の懇談会においてお話のあった恒久財源であるとかいうところについても、中長期的な課題として必ず今後、議論になってくるであろうとは考えております。そのステップになるために、そもそも地方消費者行政の中で各都道府県、市町村、国といったところでどういった政策的な目標が必要なのか。それをやるためにどういう法的な措置、それこそ義務づけにするであるとかいった法案の措置が必要になってくるのか。義務づけになってくれば、おのずとお金もついてくるという構造を見越して、この懇談会の中でどういふことで地方消費者行政が取り組んでいくべきかということをぜひとも御議論をいただければと思っております。

私からの報告は以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

では、先に古川委員、生水委員の順で御報告をいただいた上で、ただいまの事務局からの御説明も含めまして意見交換をしたいと思いますので、御報告をよろしく願います。

○古川委員 ありがとうございます。

貴重な機会をいただき、感謝申し上げます。

今、お話がございました地方消費者行政の充実に向けた課題ということで、長野県の消費者行政の抱える課題を整理させていただきました。長野県の消費者行政の抱える課題についてお話をさせていただきながら、地方消費者行政の充実に向けてどういった取り組みが必要なのかについてお話をさせていただきたいと思っております。

それでは、課題について申し上げる前に、本県の消費者行政の状況について、御理解をいただいておりますので、お話を聞いていただいたほうがいいかと思っておりますので、お話をさせていただきます。

今、下に1ページと出ていますけれども、「長野県の消費者行政の沿革・組織」という資料が出ていますけれども、よろしいでしょうか。

本県では、沿革でございますように、昭和45年に県庁内に消費生活センターを設置して以降、順次体制を整備してまいりました。先ほど、お話がありましたように、国において、平成21年の9月に消費者庁が創設されたわけでございますが、本県では同年の1月1日に

長野県消費生活条例が施行されたことに合わせまして、それまで一つの消費者係で行っていた消費者行政の業務を消費生活室として消費者行政の企画や不当取引の監視指導等、消費者相談を一体的に行うため、本庁機能とセンター機能を一体化した組織としたということがこれまでの特徴でございます。

現在の状況でございますけれども、平成27年の4月から現在のくらし安全・消費生活課という本庁組織と、4つの消費生活センターの体制で業務に当たっているということでございます。

下に小さな長野県の地図がございますけれども、県の消費生活センターは長野市、松本市、飯田市、上田市にございます。北信と書いてあるものが長野市、中信と書いてあるものが松本市、南信と書いてあるものが飯田市、東信と書いてあるものが上田市でございまして、それぞれの管轄区域はその上に書いてございますような市町村数及び人口を抱えている状況でございます。

組織の状況は記載のとおりでございますけれども、消費者からの御相談に対応いたします消費生活相談員は、4所合わせまして15名配置させていただいております。そのほかに、当課と中信の消費生活センターに、市町村消費者行政推進支援員を各1名配置している状況でございます。

御案内のとおり、本県は面積も非常に広く、公共交通機関の状況も首都圏とは全く異なっておりますので、4センターはございますけれども、県のセンターに県民の皆さんが相談にお越しいただくには、それなりの時間と労力を費やさないとなかなか直接御相談に来ることは大変な状況にある県でございます。

それでは、2ページ目、30年度の本県の消費生活相談の速報値で状況をお話しさせていただきます。相談件数の推移を過去5年間のグラフでごらんいただいております。

平成26年度以降、県への相談は順次減少傾向でございまして、これは、広域化を含めて市町村の消費生活センターが整備されてきたことがその要因の一つであろうと考えているところでございます。30年度は若干ふえておりますけれども、これは架空請求などの相談がふえているということで、そういった要因を除けば傾向としては、県のセンターの相談は減少傾向にあるということでございます。

その下のグラフをごらんいただければ、契約当事者の年代別の相談件数の割合の状況でございます。これは、全国も同様かと思っておりますけれども、下の棒グラフのほうが30年度でございまして、最も多いのは右から2つ目の70歳以上と、その次が60歳代ということで、依然として60歳代以上で全体の47%強を占めている状況であります。やはり、相談者に高齢者が多いことも考慮して対応を考えていかなければいけないということではないかと思っております。

3ページ目、3番目は商品・役務別の相談件数の割合でございますけれども、先ほども触れさせていただきましたが、商品一般が1,393件でプラス624件ということで大きく増加をしております。架空請求の相談件数が増加しているということです。増加している相談

については、例えば、それは電話をかけないほうがいいですよという一定のアナウンスをすれば消費者の方に理解をいただけるような相談が、数としてはふえている状況でございます。

4番は、長野県と市町村の消費生活センターあるいは相談窓口へ寄せられた相談件数の推移をグラフにしたものでございます。県と市町村の合計では、30年度16,255件と前年度に対しまして1,298件の増ということで、若干増加しておりますけれども、ごらんいただくとおり、県へ寄せられる相談件数の割合は29年度に46.2%と初めて50%を割っております、30年度ではさらに44.2%まで減少しているという状況でございます。

後ほどお話をさせていただきますけれども、平成30年1月1日の協定による広域化を含めまして、市町村の消費生活センターの人口カバー率で見ますと、84.4%となっております、より身近なところで相談できる体制が進んでいることが県の消費生活センターへの相談件数が減少していることの要因かと考えております。

こうした中で、県と市町村の消費生活センターあるいは相談窓口の役割については考えていかなければいけないと考えておりますので、後ほどまた詳しくお話をさせていただきます。

4ページ目、相談方法別の件数及び苦情相談の処理結果をごらんいただいております。細かな表で恐縮でございますが、各県内の4センターのそれぞれ来訪、電話、文書による相談の割合、そしてセンターに係る苦情相談の処理結果の内容を書いてございます。相談方法別については、電話が84.6%ということで大多数を占めている中で、特に注目したいのは6のセンターに係る苦情相談の処理結果の欄で、上から3つ目のあっせん解決の欄をごらんいただければと思います。

あっせん解決については、28年度が663件の9%で、29年度は381件の5.5%、30年度は239件の3.3%となっております。これにつきましては、若干補足をさせていただきますが、県内の4センターであっせん解決の扱いについて、相談員さんの取り扱いに若干違いがありまして、その辺はPIO-NETの取り扱いに沿ってある程度の整合性をとりましょうということで整理をした結果、あっせんから助言に移ったものが数多くありまして、特に30年度では239件の3.3%という状況になっておるわけです。

本県では消費者被害救済委員会も設けているわけですが、こういったところに係る案件もこれまで1件もなく、この委員会におきまして、こういったあっせんなどに積極的に取り組むべきという趣旨の御発言もいただいております、県の消費生活センターとして、今後、機能強化あるいは役割をどう考えていくかという中で、あっせんあるいはあっせんの取り組みに対してどう対応していくべきかというあたりが課題であろうと思いますので、これについても後ほど申し上げたいと思います。

5ページで、第2次長野県消費生活基本計画・第2次長野県消費者教育推進計画について、若干お話をさせていただきます。

これにつきましては、昨年度から第2次計画の1年目ということで、今年2年目を迎え

ております。本県の総合5か年計画の個別計画でもございまして、計画期間は2022年度までの5年間になってございます。基本理念はそこに書いてございますように、「すべての県民が、消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むために、県民の消費生活における自立を支援し、若年者を含めた積極的な『学び』を促進するとともに、消費者団体等の多様な主体の『自治の力』を支援することにより、県民生活の安定と向上を目指す」こととしております。

「また」以下の欄に書いてございますけれども、エシカル消費については、倫理的消費ということでございますが、長野県は健康長寿ということもございまして、長野県の特徴である健康への配慮を加えたものを「長野県版エシカル消費」と銘打ちまして、その推進に取り組んでSDGsにおける持続可能な生産消費形態の確保に資するということの2つを掲げているということでございます。

施策の展開としては、中ほどに書いてございますけれども、条例に定める消費者の5つの権利を政策推進の基本とする一方で、今、申し上げました理念に従って、新たな施策として各段階に応じた学びの場を開設して、自治の力を支援するための消費者大学事業。2つ目の○に書いてございますけれども、長野県版エシカル消費ということで、健康に配慮した消費行動も位置づけた長野県版エシカル消費の推進を進めていくことにしております。

一番下に「数値目標」を書いてございますけれども、それぞれ記載のような目標を掲げて取り組んでおります。下線を引いたものは新たな目標でございますけれども、一方で、高齢者等見守りネットワークの構築、あるいは市町村の消費生活センター人口カバー率は全市町村あるいは100%という目標を掲げて取り組みを進めているところでございます。

このうち、主な事業、地方消費者行政を充実していく上でも必要な部分について概要を申し上げたいと思います。

本県の消費者教育人材育成についてのイメージといたしましては、三角の一番下の部分でございますけれども、幅広い知識を習得して、自立した消費者として生活していただく。あるいは、消費生活サポーターということで地域のそういった相談とか見守りに参加していただく、そういった活動をする方などの育成を行う消費者大学を底辺といたしまして、次のステップとして地域の消費生活相談員や消費生活サポーターの方など、地域で中核となって消費者教育を担う人材を育成する消費者教育中核的人材育成研修、さらに、消費生活相談員の資格取得を支援する講座の3段階で構成をさせていただいています。

消費者大学については、昨年度から始めさせていただきましたが、県内2カ所で200名を対象に基礎的な知識からエシカル消費まで幅広く学ぶ講座を用意して、御参加をいただくものでございます。

7ページには、消費者教育中核的人材育成研修事業ということで記載させていただいております。目的はそこに書いてありますように、多様化、複雑化する消費者トラブルに対処して、消費者被害を未然に防ぐには、身近な生活圏レベルでのきめ細かな消費者教育が必要ということで、そのためには、地域で消費者教育を担う消費生活サポーターですと

か、あるいは消費生活相談員の協力が不可欠ということで、その育成を行うものでございます。内容はそこに書いてあるものでございますが、それぞれ国の強化交付金等を財源として事業をさせていただいているものでございます。

8 ページ目でございますけれども、「長野県版エシカル消費推進事業」ということで、概略は先ほどお話しさせていただきましたが、平成31年の1月にキックオフフォーラムを開催させていただきました。そこを起点として、県内大学の学生との共同の取り組みであるエシカルマップ、真ん中あたりでございますけれども、学生によるマップの作成ですとか、親子参加型のエシカル教室の開催やエシカルプロダクトに関する啓発のための事業者向けセミナーなどを行うことを進めながら、県の環境部や産業労働部、農政部、林務部などさまざまな関係部局の事業と連携をして、SDGsの推進に資する取り組みを進める内容にしております。

ここからが、本題というかこれらの地方消費者行政の取り組みを進めるに当たって、現在、私どもの県が抱えている課題について、3点申し上げたいと思います。

まず、1点目、県の消費生活センターのあり方についてでございます。

先ほどもお話がありましたように、市町村の消費生活センターの業務は消費者基本法等に規定された消費生活相談等でございます。市町村は苦情相談、あっせん、情報提供等を行って、県は広域的な見地から苦情相談や高度の専門性・広域的な見地からのあっせん、情報収集・提供が求められているという認識でございます。市町村の消費生活センターの設置は努力義務でございますけれども、利便性の向上ですとか相談需要の喚起という設置の効果が期待されているところでありまして、私どもとすれば、広域化を含めて消費生活センターの人口カバー率100%につなげていきたいという考え方で進めております。

現状でございますけれども、2に市町村の消費生活センターの状況を記載してございます。県内77市町村のうち、全ての市でございます19市と1つの町に消費生活センターが設置されておりまして、長野県内には20のセンターがございます。そこに、4町6村がそれぞれ関係する中心市と下にご書いてございますような協定を締結して、消費生活センターの利用が可能となっております。その結果の人口カバー率は84.4%となっております。

しかしながら、消費生活センターが利用できない町村においては、人的あるいは財政的要因から、人的というのは相談員の資格を持った人がいない、財政的要因はそういう人を確保するための財政的なものが手当できないことから、単独設置は困難という声をお聞きしております。協定の相手方となる既設の自治体においても、同様に現在の状況の中で新たなそういったものに対応するための消費生活相談員の確保については、厳しいところがあるということで、消費生活相談員の確保・育成が大きな課題になってございます。

一方、県と市町村の関係についてのお話を先ほどさせていただきましたけれども、相談分担率は3に記載のとおり、徐々に市町村の分担率が上昇しておりまして、分けてみたのですけれども、消費生活センターが設置されている市町においては、当然のことながら市町村のセンターに相談する割合が非常に高くなっておりまして、そういった傾向が顕著で

あることがわかります。本県では、県と市町村の協議の場を設置しておりまして、その行政課題についてテーマを決めて協議等を行っておるわけですけれども、昨年の11月に県と市町村の協議の場に報告をされました消費生活部会の報告では、広域化を含めた市町村の消費生活センターの設置に向けた方策として、以下に記載したようなことが必要であるとされておりまして。

県が地域における消費生活センターの協定に向けたコーディネートに参画をすること、県市町村の役割分担を整理するための情報共有を行うこと。そして、消費生活相談員の確保・育成に係る支援等を行っていく必要があるとされたものでございます。

こういったことを踏まえまして、5に記載するように、今後強化していくべき県の消費生活センターの役割は、(1)から(4)までの事項であろうと考えております。

1つとして、市町村との連携ということで、具体的には、市町村消費生活センターへの支援。県の市町村消費者行政推進支援員の支援に加えて「市町村の消費生活相談員をOJTで受け入れるという研修をわずかでありましたが、やってみました。小規模な市町村、特に町村では、相談員の方が資格のあるなしにかかわらず、一人で対応していることもございまして、そういったところについては、国民生活センターの研修を受けようと思ってもなかなか職場をあけることもできないという状況がございまして。このような状況も含めて、県としてどのような支援をしていくかということを確認をしていく必要があると考えております。

2番目の課題として、消費者被害救済のための取り組み、先ほど触れましたけれども、現状、本県では消費者被害救済委員会に付託した案件もこれまでありません。あつせんを含めて、県市町村の消費生活センターがどのように役割分担をしていくのか、あるいはつないでいくのかは非常に大きな課題であろうと思います。現状では、県の消費生活センターも市町村の消費生活センターも同じようなことをしているという状況がございまして、それでいいのかどうか。

3番目として、迅速な情報提供、消費者被害防止のためには受け身ではなくて積極的な情報発信をしていくことが大きな比重を占めてくるものと考えますので、そこについても強化が必要ではないかと思っております。

4番目、消費者教育・啓発ということで、今後の消費者行政においては、成年年齢の引き下げなど若年者を含めた教育や啓発の充実の要請はより大きくなると考えておりますので、そういった意味でも重要かと思っております。

これら消費生活相談、消費者被害救済、消費者教育・啓発について、国、県、市町村がどのように役割分担していくのかをより明確にすることが、今後の地方消費者行政強化策を立てるに当たっては必須であると考えておりますし、その役割を果たすための方策を強化作戦の中に持ち込んでいただく必要があると考えております。

ちょっと急ぎ足になりますが、高齢者見守りネットワークの構築についてでございます。消費者相談、特殊被害に係る高齢者の割合は記載のとおりでございます、御案内のとおり

り、高齢者の方は（２）に書いてあることからどうしても被害に遭いやすい。そういった中で、下にあるように、「見守り」「気づき」「つなぐ」ことが必要だということは御案内のとおりでございます。

それに対しまして、今、ネットワークの構築ということで、見守りネットワークについて、本県では、地域の実情に応じて構成をしていただいて、取り組んでくださいと御案内をしております。

本県の中の長野市においては、消費者安全確保地域協議会を設置済みでございまして、また、本県の中央にあります松本市においてもそういった地域協議会の設置について準備中になってございますけれども、そのほかの市町村の状況は3の県の取り組みの下の表に記載のような状況でございまして、63の市町村において既存の見守り活動との連携を構築済みという回答がなされております。

地域協議会においては、個人情報保護法の例外ということで、本人の承諾なしに構成員間での情報共有が可能となるというメリットがあることは承知しておりますけれども、なかなかこういったものについては、構築に向けて市町村もハードルが高いという状況でございます。

一方で、もし、消費生活の相談が寄せられた場合は、本人からの聞き取りとかいったことで、当然、本人の御了解なしには対応が不可能でありますので、まず、第一に対応すべきはそういった既存の見守り活動との何らかの連携体制を構築することが重要であろうということです。特に、本県のようなマンパワーの限られた小規模自治体が多いところにおいては、そういった地域包括支援センターなどを中心とした既存のネットワークを最大限活用することが実効性のある体制につながると考えております。

ちなみに、13ページに本県では福祉関係部局において、高齢者等の地域見守り活動について、市町村と協力事業者が個々に協定を締結するといった事務負担を軽減して、全県で統一した取り組み内容とするために県が事業者と協定を締結する取り組みを行っておりますので、御紹介をさせていただきます。

こういったことで市町村のハードルを下げ、既存のネットワークを使える、あるいは事業者とのこういった見守りができることが望ましいのではないかと考えておりますので、御提案をさせていただきます。

3つ目として、消費者教育の充実についてでございますけれども、現在、若年者を含めた消費者教育については、県立高校における「社会への扉」の活用などのほか、出前講座等が中心となっております。この中で、出前講座の実施状況においては、学校関係は101回となっておりますけれども、これは教員のOBである職員が高等学校と顔の見える関係を生かして開拓をした結果、多くの学校での実施につながっているということでございます。そういった学校等における消費者教育の充実に向けては、消費者教育コーディネーターとなり得る人材の確保をしっかりと位置づけていただきたいと思いますと考えております。

最後に、食品ロスの取り組みについて本県の取り組みを御紹介させていただきます、

関連して地方消費者行政強化交付金の活用についての課題を申し上げます。

本県では「食べ残しを減らそう県民運動～eプロジェクト～」を実施しております。内容は記載のとおりでございますので、ごらんいただければと思いますけれども、本県は、一人一日当たりのごみ排出量が全国で一番少ない県でありまして、これをさらに795グラムに減らすという目標を立てて取り組んでいるということでございます。

その中で、今日的課題である食品ロスにつきましては、飲食店など事業者への働きかけが重要でありまして、専門家の知見によるアドバイスですとか関係省庁が十分連携して事業者への支援や指導を行っていく必要があると考えます。

また、地方公共団体に対しては、今回、法律が成立になりましたが、食品ロス削減推進計画の策定を初め、地方公共団体に対してさまざまな努力義務が課されておりますけれども、これらにつきましては、国の重要施策としての位置づけもあることから、そういった意味での支援も必要と関係部局からは聞いております。

また、そういった飲食店などの働きかけについては、特に消費者庁だけではなく、関係省庁を通じた働きかけも国としての取り組みをいただきたいという内容でございます。

最後のページに、本県の地方消費者行政強化交付金の実施状況がございますけれども、本県の活用状況はごらんのとおりで、決して多いとは言えないと思います。

さきの食品ロスの取り組みはこのメニューにもありますけれども、本県の市町村からも活用したいメニューがないということで、具体的にはどういうことなのでしょうかとということで聞き取りをしている中では、研修についても対象となる研修が限定されているといったように、地域の実情に合わせて、そういったものも利用できないということなどの御意見が寄せられております。

地域における消費者施策は、地域の消費者ニーズに応じて行うものですので、そういった地域社会における消費者問題の解決力の強化に関する事業ということで、かつて規定されていたと思いますけれども、そういった形での支援が必要になると考えているところでございます。

以上でございます。

○小西座長 引き続き、生水委員、よろしくお願いいたします。

○生水委員 ありがとうございます。

私からは、野洲市の相談現場におけます取り組みを御報告させていただきます。今後の御議論の参考にしていただければ幸いです。

野洲市は、人口5万1000人の小さな基礎自治体です。高齢化率も25.63%と標準の高齢化率となっております。

市民生活相談課に設置されている消費生活センター、消費生活相談を受けておりますが、ここは市役所の相談業務を集約し総合相談窓口として位置づけています。内容としましては、生活困窮相談、消費生活相談と市民相談、のほか法律相談、税務相談等の専門相談を受けております。総勢9名の課の体制です。

相談窓口の変遷ですが、平成11年、野洲町人口3万6000人の時代に、新設の消費生活相談の窓口ができて、私はそのときに勤務しました消費生活相談員です。平成20年に正規職員として採用試験を受けまして、そこから現在に至っております。平成21年度に多重債務の問題を解決するために庁内連携をうたった野洲市多重債務包括的支援プロジェクトを整備しました。

ただし、多重債務の問題だけを解決しても、その方の本当の生活再建にはならない。失業、貧困などいろいろな問題がございます。そうした問題を解決するために内閣府のパーソナル・サポート・サービスモデル事業を平成23年度に実施しまして、平成27年度には生活困窮者自立支援法の所管課となっております。消費生活相談をベースにして、厚生労働省の生活困窮者自立支援法を所管する窓口は全国的にも珍しいところです。

こうした包括的な相談窓口を生かしまして、平成28年度の10月に野洲市くらし支えあい条例を制定しました。相談件数としましては、平成30年度は1,258件ございまして、平成29年度よりも17.7%ふえております。人口5万の町で1,258件は多いだろうと考えております。

第1回のときに被害救済金額のお話が出ましたので、今回、挙げさせていただきました。交付金を活用した9年間も挙げております。平成22年度から30年度に合わせて、相談を受け、あっせんした被害回復金額、または未然に防止した金額は9年間で4億1000万円になっております。過払い金の回収も3億円ございますが、こうしたものにつきましては、財政当局と予算折衝のときには活用しております。

これは31年度の事業予算になっております。市民生活相談課は先ほどお話ししましたように、消費者庁の予算と厚労省の予算を活用しております。市の単費としましては、市が主催します法律相談が59.3万円で、あとは消費者行政推進事業費としましては、771万円ありますが、このうち市費は293万円で、これは消費生活相談員の4日分の人件費です。残りが交付金、478万円でこれは全額推進事業費10分の10となっております。

生活困窮者事業費につきましては、2565万円と非常に多い金額になっておりまして、市の費用としましても800万を超えておりますが、これは自立相談支援事業が法律で義務的事業に位置づけられていることから、財政当局と折衝するときにも非常にスムーズに交渉できている状況です。

その下に人員配置が書いてあります。正規職員4名、社会福祉協議会からの研修派遣で正規職員1名、生困嘱託が2名、とございますが、この研修派遣職員と嘱託職員の人件費については生活困窮者自立支援事業で国庫負担4分の3と補助金2分の3を活用しています。あと、生困臨時1名については生活困窮者自立支援法の補助金4分の3を活用しております。そして消費生活相談員が1名です。これが消費者行政活性化交付金478万円、31年度の予算請求の分です。このうち、地域社会における消費者問題解決力強化というところをごらんいただければと思いますが、見守り等の活動の強化・推進事業がいわゆる消費者安全確保地域協議会の委員報酬と見守り活動のときに活動しますリーフレットの印刷製本費になります。資料はこちらのほうにございます。それと「三方よし経営推進事業」というも

のは、事業者が研修する際に弁護士を派遣する事業と、市が主催で事業者を集めまして、公益社団法人訪問販売協会に依頼し講師を招きまして研修を行っております。

その下の地域社会における消費者問題解決力強化につきましては、子ども、若者に対する消費者教育推進事業として、市内にございます小学校、中学校に講師を派遣して、その費用を負担しております。教育委員会と連携をして、平成30年度で約1,400名、子どもと保護者と教員が参加して非常に好評を得ています。

一番下の「市民生活総合支援推進委員会の関係課連携強化」は、庁内連携を目的にした研修等の費用でして、これは本年度で予算活用が終わります。それ以外は全て29年度に新規事業として立ち上げましたので、29年から9年間残る予定です。

今日は、主に「野洲市消費者安全確保地域協議会」について「見守りネットワーク」とあわせて、重点的にお話しさせていただきます。

野洲市の見守り活動の仕組みを御紹介します。

まず、個人情報を活用するものとしめないものに分けております。個人情報を「活用する」ものが野洲市消費者安全確保地域協議会で、「活用しない」ものが見守りネットワークです。

まず、安全協議会の特徴になりますが、野洲市は消費者庁や警察から情報提供を受けまして、その個人情報をベースにして見守りリストを作成し構成員に配布して、地域の見守り活動をしていただいている状況です。30年度は消費者庁に対して情報提供を求めまして、823件の情報をいただいております。

消費者庁からいただく情報が、個人名と住所と電話番号だけなので年齢がわからないので、住基ネットを突合せまして、生年月日を全て付与し死亡、転出の人数を全て消去し正しい情報を作成していきます。それと合わせまして、介護及び障がい者関連の情報も付与します。30年度は370人の見守りリストをつくっております。この配慮が必要な市民と位置づけて、ピンポイントで見守ることで効果的な見守りを行っているところです。

あとで、福祉部局との見守りについてもお話ししていきますが、一番重要なのがこうした見守り活動につきましては、消費者センターだけでは絶対にできないということです。日ごろ、市民の方々の周りにはいる人たちの御協力を得ないと見守り活動はできることはありません。

こちらの資料につきましては、皆様御存じなので説明を省きますが、市が保有する情報の活用、法11条の4第3項を活用させていただいております。いわゆる消費者庁から提供された情報だけではなくて、ここに市が持ち得る情報を活用することで、「正しい」また「活用のしやすい」具体的な見守りリストを作成することができる非常にいい規定であります。

先ほどからお話ししていますように、まず、安全協議会で情報提供の求めの議決をし、消費者庁に対して、消費者庁が押収した顧客名簿の中から野洲市民がありましたら、その名簿をくださいと要請をしていきます。そして、提供いただいたものについて、先ほどお

話ししたように見守りリストをつくっているところです。野洲市は、警察からも情報提供を受けております。警察からは詐欺で逮捕をした名簿、いわゆる詐欺リストの中に野洲市民の情報がありましたら、名簿の提供を受けております。

警察情報については、平成29年度に比べて平成30年度は激減しています。これは他市に比べると野洲市が非常に少ないということを警察から聞いておりまして、もしかしたら、犯罪者たちが野洲市の情報を聞いて警戒をしているのではないかと考えております。

この安全協議会の仕組みですが、野洲市では全体会議と担当者会議に分けております。全体会議については、構成員として、野洲市社会福祉協議会、守山警察署、民生委員児童委員、介護サービス事業所、障害者福祉サービス事業所、医療機関、弁護士会の方々を構成員としておりまして、そのほかに市は高齢福祉課、地域包括支援センター、健康推進課、障がい者自立支援課のメンバーです。個人情報を取り扱わず見守り活動についてどのようにしていこうかということ全体的に議論する場として行っております。30年度は3回行いました。この写真が30年度の最後に行いましたときの様子です。手前におられますのが、県の職員さん2名です。うちは傍聴もオーケーにしておりまして、どんどん来ていただいております。

この担当者会議につきましては、見守りリストを活用して、直接見守り活動にかかわる構成員に対して情報提供をする場として会議を行っております。

見守りリストの提供先としましては、先ほどお話ししたように全体会では取り扱わずに、民生委員、守山警察署、市の福祉部局です。どうして個人情報の提供を限定しているかというと、やはりあらかじめ個人情報の守秘義務規定がある方々に対して提供しているところです。

民生委員の取り組みについて御紹介します。

野洲市は6学区あります。今回、370人分の見守りリストを作っておりますが、それを全て民生委員に渡すわけではないのです。今回、見守りリストの取り扱いにつきまして、見守り活動をする際に、「あなたは見守りリストに載っています」ということを原則言っただけいけないというガイドラインがございますので、民生委員が戸別訪問をする際に、そこは絶対に言わないようにということをしっかりお伝えしています。

370人をどんと渡すことは非常に危険性が高いので、6学区の学区代表者の方々に、見守りリストの提供を受けますかという依頼をします。学区代表者からうちはいただきますという回答が来ましたら、その学区ごとに分けたリストをお渡しして、1つの学区の代表者がまたそこには20名ほどの民生委員、児童委員がおられますので、それぞれに2、3名ずつ担当する地区の見守りリストに載っている分のみの情報をお渡しされていく。非常に限定した範囲での個人情報の提供の仕方しております。

この協力依頼につきましては、民生委員児童委員協議会、役員会に職員が出席させていただきまして、そこで説明と依頼を行います。あと、6学区それぞれで行っている役員さんが参加する定例会に出席しまして、そこで説明を行っているところです。

こちらは説明会の状況を写真で載せておりますが、この定例会に行ったときにそこに集まっている民生委員さんそれぞれにリストをお渡ししていく段階と合わせて、一緒に出前講座を30分程度行っております。地域の民生委員さんの活動の場に、職員が出向くということで、つながりも連携もできていくというところで、非常に民生委員さんについては、負担になるのかなと思っていたところ、市のほうから個人のリストの提供があることで具体的でわかりやすい見守り活動ができるので助かっているとおっしゃっていただけています。

全く知らない消費生活センターの相談員が行くことは危険性が高くて、それよりも常日ごろから兼ね合いのある民生委員さんが訪問していく。

戸別訪問をされる中で、理由をつけていくのです。高齢者訪問、子育て訪問、防災訪問というものもございます。そういったときに先ほどつくりましたこういう啓発リーフレットを手渡して、最近こういう被害が出ているけれども、気をつけてねということで言っただいております。それによって今までかかわりのなかった対象者に対して、顔の見える見守りができる。

民生委員さんから相談につながった例もございます。架空請求はがきにだまされて相手方に連絡をとってしまわれた後に、民生委員さんが訪問することによって実はということがわかりまして、すぐに民生委員さんから消費者センターに相談がつながりました。それで、訪問させていただきまして、未遂で被害をとめることができました。

また、民生委員さん同士での情報の共有もできていまして、こういう定例会の中でいろいろ共有する話題の中に消費者被害、具体的な事例ということで共有くださっていて、啓発活動がとても進んでいるのかなとは考えています。

市の部局との取り組みですが、野洲市は地域包括支援センターが直営です。こちらでは、通常行っています高齢者訪問、またプランナーさんが自宅訪問をする際に、一番いいのは家の中まで入っていくことができるのです。そうすると、布団が積まれているとか、いろいろな健康器具があるとか、浄水器が並んでいるといった状況もわかります。最近かかってきた電話の内容とか、金銭管理の状況とか家族関係などをかなり詳細に聞き取りしていただいて、それについて報告をいただいているところです。

「障がい者自立支援課」の取り組みにつきましましては、ここは障害者のプランを立てておりますので、相談、記録、システムというものがございます。そのプランの中に消費者被害の可能性というフラグを立ててもらっているのです。そうすると「障がい者自立支援課」の相談員が相談の際に、この方は気をつけないといけないなという注意をしてくれていて、非常に聞き取りを注意深くしてもらっている。そして異変がなければ、ありませんと消費者センターに報告いただいております。

当初、いろいろな課題がございました。こうした個人情報の保管の方法であるとか、構成員の情報の提供をどうすればいいとか、守秘義務の周知の方法についてです。これにつきましましては、個人情報の保管の方法については、機材を購入しました。これは活性化交

付金のお金を使いまして、パソコンを購入し、市役所のイントラとはつながっていない単独の機器で個人情報を保管しております。

構成員に対する見守りリストの情報提供につきましては、事務取扱マニュアルをつくりまして、これは消費者庁もつくられております。こういうマニュアルを作成して、しっかりと職員が共有しているところです。

守秘義務の周知の方法につきましては、大変苦心いたしまして、先ほどお話ししたように、民生委員児童委員協議会、定例会の中で一つ一つ説明に参りまして、毎回、個人情報を渡すときに、守秘義務を周知しているところです。

一番感じたことは、どうしたら具体的な見守り活動ができるかということにつきまして、構成員が日ごろどのような活動内容をされているかということを理解することだろうと思いました。消費者センターは、日ごろ地域に出向くことが少ないかと思いますが、どんどん地域に出向きまして、民生委員が日ごろどのように活動されているかということを確認することで、どのようなリストの渡し方をすればいいのだとか、効果的な活動をされる場所にプラスアルファお願いをしていけばいいのだとか、負担がないような情報提供の仕方、より効果的な具体的な見守りの方法を一緒に考えていける。それは日ごろからの見守りの中で、民生委員とのつながりが必要なのだろうと思えます。

この例規等につきましては、消費者安全法はもちろんなのですが、野洲市では、野洲市くらし支えあい条例の8条に消費者安全確保地域協議会を設置する規定をしまして、要綱を作成し、今、お示ししました事務取扱マニュアルを作成しているところです。

今までのものは個人情報を活用しての見守り活動です。これからは、個人情報を取り扱わない見守り活動について、御説明させていただきます。

野洲市では、見守りネットワーク協定というものを行っており野洲市内で活動する事業者・団体さんに対して、何か気づいたことがありましたら情報提供をいただく仕組みです。5月30日に第3回見守りネットワーク協定式典を行いまして、これで39団体となっております。

最近であればフードバンクびわ湖、セブン-イレブン・ジャパンとか、多様な団体と協定を交わしております。訪問販売業者につきましては、ポーラさんであるとかヤクルトさんであるとかいうところとも協定を交わさせていただいております。

後ろに緑の制服を着ておられるセブン-イレブンさんは、コンビニでの被害等が発見の気づきにもなりますので、非常に助かっております。

協定の内容としては、今、お話ししましたようにコンビニで高額な電子マネーを購入しようとしているであるとか、何度も何度も同じ商品を注文してしまっているとか、訪問時はいつも玄関に出てくるのになかなか出てこない、おかしいなとか気づいたときに、市民生活相談課、いわゆる消費生活センターに情報提供、通報をいただくということです。

明らかに虐待とわかれば、虐待の窓口のほうに直接御連絡いただきますが、やはりどうかかなというときにつきましては、市民生活相談課、消費生活センターに情報提供をいただ

くことになっております。

訪問販売をされた新聞販売店から情報提供がございまして、契約をしたいという申し込みがあったので訪問販売で伺った。しかし、対応するとおひとり暮らしの高齢者で、お話がうまくいかない。このまま契約しても大丈夫だろうかという情報提供があったのです。すぐに確認しましたところ、やはり非常に日常生活が難しいことがわかりまして、地域包括支援センターに訪問いただき、その後、認知症ということで、医療機関につながりまして、介護サービスにつながっております。その後、金銭管理のほうにも社会福祉協議会が入っていただいて、いわゆる後の被害にならずに済んでいった。

この新聞販売店につきましては、野洲市内の新聞販売店は全て協定に入っているのですが、そうした販売行為の中に気づきがあったときに情報提供がいただけるという関係づくりができていているところです。

この見守りネットワーク協定で活用させていただいているのが、消費生活協力団体の委嘱ということです。原則、見守りネットワーク協定で通報をいただくときには、個人情報保護法による制限がございまして、やはり、生命・身体・財産の危険が要件となるところでございまして、この消費生活協力団体の委嘱をすることによって、個人情報保護法による制限の解除ができて、これは心配だな、大丈夫かなということについては、事業者・団体が安心して通報ができるということで活用させていただいております。現在障害者サービス事業者さんと介護サービス事業者さんに委嘱をしております、フードバンクびわ湖さんと調整中のところでございます。非常にいい仕組みだと感じております。

この野洲市の地域協議会と見守りネットワークの関係ですが、この見守りネットワーク協定をしている市内で活動する事業者・団体が緩やかな見守りによって、地域で困っている方々を発見する。その中からこの方は非常に心配だなとなれば、この安全確保地域協議会に情報提供をして、そして見守りリストの中に加えていく。そして、ピンポイントの見守りを行っていくということで、この見守り協定と地域安全協議会を両者両輪で動かしているところでございます。

この見守りネットワークから発見された事案を一つ紹介します。

民生委員の方が自宅訪問をする中で、困られている高齢者の方がいるという情報が入りましたので相談に入りました。

相談者は80代の御夫婦お二人暮らしだったのですが、この方は原野商法の二次被害でした。昨年4月に営業員が相談者の所有する原野Aを700万で買い取ると勧誘して自宅訪問をしております。承諾した相談者は不動産売買契約書に署名をしたのですが、6月に営業員が再度訪問しまして、書類を差しかえらうというので、相談者は数枚の書類に署名・押印をしております。その際に手数料が必要と言われてまして、20万円を払った。一方で、300万円支払えば相続税対策ができると言われていたのですが、そこは断られております。後日、書類を確認すると相談者が所有する原野Aの売却に関する契約書のほか、業者が保有する原野Bを720万で相談者が購入するという契約書が見つかったということで、驚かれて困ら

れていたということでした。

相談を受け付けたのは昨年の7月です。当市のほうで特定商取引法によるクーリング・オフを助言し内容証明で送っていただきました。あっせんを開始したところですが、私のほうが毎日電話するのですけれども、業者が宅建事業者でもあったのですが、電話に出るけれども、「担当者がいない。あとで電話をする」と言ったきり全くかかってこない。毎日毎日電話をするのですが、全くかかってこない。そのうち、電話もとれなくなったのです。違反と思われる項目につきましては、下記のとおりです。

そこで、全く連絡がないので、ここは条例に基づく公表をしようということ、条例19条には公表という仕組みがございます。これは市長が消費者から苦情を受けた際に、事業者が市役所の消費者センターに来て説明をしてくださいということを求めることができ、事業者が来訪を断ったり提出を拒んだ場合については、その事業者の関係者の名前、名称、住所、氏名等を公表することができるという規定です。これを活用しまして、昨年8月28日に条例第19条1項の規定により通知をしました。

しかしながら、一向に事業者からは何の連絡もございませんでした。二度送りまして、もう一度、意見を述べてくださいという通知を送ったのですが、全く連絡がなく、ただ、受取をしていたので、それに基づいて、11月16日に条例第19条2項の規定によりまして、三宝建設不動産株式会社というところですが、社名公表をしました。この社名公表をした10日後に警察が逮捕しております。そういった事案でした。

野洲市の条例には、行政手続法を活用した第22条の規定がございます。これは市長が違反する事実があると思えば、それについて市民にかわりまして、行政庁に対し、調査をして処分等を求めることができるという規定でございます。先ほど第19条の説明の求め等を行いました、来訪した場合につきましては、説明に問題がなければそれでいいのですが、説明に問題があったらその横の22条に移行していきます。また、来訪しなかった場合は22条の活用、そして19条の2項、今回は社名の公表をしております。この19条の2項と22条の処分等の求めは同時に行うことができますので、今回は同時に行った次第です。

条例第22条の活用としまして、9月18日に消費者庁に対しまして、特定商取引法に関する法律第60条第1項に基づく申し出を行いました。下の赤のところに書いてありますが、条例第22条4項には、消費者庁に対して通知をさせていただいて、それに対する回答がなかったときには、回答の求めをすることができるという規定を設けておりますので、消費者庁に対して回答を求めたのですが、回答することについて法律に根拠がないということで、この3点について公表させていただきました。申し出については、受領していると消費者庁から回答がありました。適切に対応はしているけれども、法執行に支障が生じる恐れがあるために回答は差し控えさせていただくということでした。

また、これについて回答の内容を公表することができるという規定を設けておりますので、消費者庁に対して回答を求めたのですが、回答することについて法律に根拠がないということで、この3点について公表させていただきました。申し出については、受領していると消費者庁から回答がありました。適切に対応はしているけれども、法執行に支障が生じる恐れがあるために回答は差し控えさせていただくということでした。

それで、どうしたら回答をいただけるのかということをいろいろ確認させていただきましたところ、消費者安全法第44条の規定には、都道府県知事は消費者被害の発生または拡

大の防止を図るため、必要があると認めるときには、内閣総理大臣に対して、必要な措置の実施を要請することができるという規定がございます。その4項には、内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならないということが規定されておりました。

そこで、市町村への支援としまして、一つお願いがございます。今回、22条をつくりましたのは、野洲市は基礎自治体で人口は5万です。小さい市町村では、相談件数も少なく、情報も集まらないし、行政処分を実施する能力やノウハウもございません。そこで、市町村が事業者の違法行為を速やかに国に通知して、国が適切に回答することで、国と地方公共団体との情報のさらなる一元化が可能になるのではないかと考えています。

また、国からの回答を公表することで、国と地方公共団体の連携を対外的に示すことになりまして、事業者の違法行為の減少や消費者安全確保地域協議会を活用した市民への情報提供による被害の拡大防止につながるのではないかと思います。

この第44条において、要請の主体を都道府県知事のみ限定するのではなくて、市町村長も加えることで、国はしっかりと市町消費者行政の現場を支えていただきたいと思えます。

もう一つ、先ほど梅田課長補佐からも御説明ございました消費者安全法8条につきましては、第1項に都道府県の事務が規定されておりました。消費者からの苦情相談やあっせんにつきましては、各市町村の区域を越えた広域的な見地を必要とするものとされており、限定的なものとなっております。

法の8条2項には市町村の事務が規定されておりました。消費者からの苦情相談やあっせんについて行うこととされております。現状は、先ほど古川委員からも御説明ございましたが、消費者からの相談の多くは市町村に集まる状況を踏まえ、市町村が集めた情報があるからこそ、違法行為等を発見して、第44条の通報ができるのであって、これは国の施策に資するものであるのだろうと考えています。よって、44条に市町村長を入れることは合理的であろうと思っております。

また、消費者安全法12条につきましては、法12条の1項に重大事故等が発生した情報を得たときは、直ちに内閣総理大臣に対し、通知しなければならないとあります。法12条の2項には、消費者事故が発生した情報を得た場合において、被害拡大または同種の消費者事故等が発生する恐れがあると認めるときは、事項を通知するものとあります。

法12条4項には、これらの通知にかえて、PIO-NETへの入力により通知したものとみなすとあります。国はPIO-NET入力を義務づけることで情報収集を行っております。

先ほど梅田課長補佐からもございました地方財政法第10条の中について、法令に基づいて実施しなければならない事務とあり、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であり、円滑な運営を期するためという3つの要件がございます。義務的なものとしてあるものが消費者安全法8条であり、消費者安全法12条であろうと考えております。

最後、まとめになりますが、消費者行政の一丁目一番地は消費者からの相談を受けるこ

とです。相談を受けてあっせんをすることで、被害実態の把握、分析ができて、被害防止のための啓発をすることができます。

相談現場に置いて、苦情相談を収集しなければ、重大事故や消費者事故等の発見もできず、通報にもつながりません。国は直接相談を受けていないため、地方自治体からの情報、いわゆるPIO-NET入力情報等がなければ何も動きません。相談業務は、消費者安全法に基づく事務であって、国と地方自治体は相互の利害に関係があり、円滑な運営を期するため、国が進んで経費を負担する必要があるのではないかと考えます。

以上です。お時間をいただきましてどうもありがとうございました。

○小西座長 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換をしたいと思います。

この懇談会は、強化作戦の策定のための懇談会ではありますが、今優れた先進的な事例の御報告をいただきましたので、そのことも踏まえて、今後の全地方公共団体において底上げを図る、その取り組むべき課題や国と都道府県と市町村の役割分担をどのように設定するかというところが我々の懇談会の役割だということを踏まえて、御意見をさまざまな角度で頂戴できればと思います。

よろしく願いいたします。

○小林委員 御報告ありがとうございました。

まず、生水さんに1つお尋ねさせてください。

現強化作戦を踏まえて、今後の強化作戦を検討する上で、まずは必要となる事業を改めて洗い出した上で財政のことを検討しようというお話が冒頭にありました。

今後の強化作戦でも必要になるだろう事業として大体3つのことが考えられて、1つ目が相談体制の維持強化。2つ目が高齢者見守りネットワーク。3つ目が消費者教育です。これらは現在の強化作戦でもまだ道半ばの課題でありまして、今後も必要不可欠だろうと思っております。

生水さんのプレゼンテーションのうち、7枚目のスライドに野洲市で取り組まれている消費者行政の取り組みが一覧化されておりまして、今、申し上げたような相談体制の維持強化、高齢者見守り、消費者教育に加えて条例の執行等々先進的な取り組みをなさっていらっしゃいます。

その上でこれをどういった財政的な手当てをしながら回していくのかが課題になるわけですが、現状、野洲市さんでは6枚目のスライドで財政構造を示していただいているわけで、先進的な取り組みではありますが、財政的には上から2つ目の箱にあるように消費者行政活性化交付金にかなり依っている部分があるようにお見受けします。

今後、仮に交付金がなくなった場合に、これらの先進的な取り組みは自主財源を宛てがって取り組める見通しがあるのか、それともそれはかなり厳しいのかといった実情はどのような感じなのでしょう。

○生水委員 消費者行政活性化交付金478万円は、推進事業費で10分の10補助になっており

ます。平成29年度に新規事業で立ち上げたものがほとんど含まれておりますので、交付金による補助がなくなった段階ではもうこれは全てなくなるだろうと思っております。

ただし、もう本当にこれは何とかして戦わなくてはいけないなというものが、この中から人件費の4日分は市費の単費でございますが、1日分だけが86.4万円でこれは活性化交付金を使っておりますが、ここは何とか勝ち取りたいとは考えておりますけれども、その下の事業は恐らく壊滅するだろうと思っております。

○小林委員　そこでおっしゃる壊滅ということは、全くできなくなってしまうというレベルまでいくのかそこら辺はいかがでしょうか。

○生水委員　相談で一番大切なことは人です。相談員という人件費が何よりも大事なので、これを優先的に活用していくと、残念ながら下の2つ目の○からは非常に難しい状況です。

○消費者教育・地方協力課尾原課長　きょうの冒頭にお金の話をどう整理するかというときに、事務局から御説明させていただきました。きょう自体は中長期的には恒久的な財政支援の問題も含めて議論をする点はあると思います。

ただ、今の時点で消費者安全法自体が努力義務の規定が多くて、恒久的な財政支援の要件を満たすことが、現時点ではないというところがございます。

きょうの我々の議論としては、中長期的な課題の前段階として今後5年間を見たときに強化作戦の何が標準的かということです。要するに、今は努力規定になっているのだけでも、そうではなくてまさにこの強化作戦ぐらいのところをやらなければならないということです。中長期的にはそれが義務規定になるぐらいにするにはどうしたらいいのかということをお話ししたいと思っております。要するに生水さんのいらっしゃる野洲市が全国統一レベルで、ここがナショナルミニマムなのかどうか。それが目標値になるかどうかということについて先生方から御意見をいただければと思っております。

○永沢委員　ありがとうございます。

きょうは古川委員からは県のお立場から、そして生水委員からは市町村というお立場からお話をいただきました。

私からは意見というよりも質問でございます。先ほど古川委員のほうから県と市町村との役割分担に関する課題についてお話がありましたけれども、先ほどお話しをいただいた長野県の課題は長野県固有のものなのか、あるいは全国を見たときに一定の県においては共通する課題なのか、あるいは全国の地方自治体全般に共通するものでしょうか。

前回、人材の確保については、東京とは違う事情があるという話もございましたので、このあたりについても御意見をお伺いしたいと思っております。

それから、生水委員への質問として、国への要望についてはお聞かせいただきましたが、県との協働や県との役割分担についてはいかがでしょうか。古川委員から市町村との協働という話が出ましたが、滋賀県ではどうなっているのかということ、そこで課題があるとすれば何かということ、その課題が滋賀という地域性を超えたものなのかどうかをお聞かせいただけるでしょうか。全国の一定の地域に当てはまる課題として抽出できる

ようなものがあればと思い質問させていただきます。

お願いいたします。

○古川委員 全国的な課題なのかどうかということだけれども、私どもの県は全国的に見ても市町村数が非常に多い県でありまして、市町村の規模もかなり少ないところ、人口も1,000人未満というような村もあるということで、そういった状況にある町村においては同じような状況があるのではないかと考えております。

さらに人材の確保については、そういった人口規模にかかわらず、首都圏とか中京圏あるいは阪神などの大都会と比べると、地方では人材の確保は非常に難しいということで、これは恐らく全国共通した課題なのではないかと思っております。

消費生活相談を独立してやっていくには、ある程度一定規模の人口があってそれなりのマンパワーを抱えている自治体でないと、なかなか対応が難しいのではないかと認識しています。

○小西座長 生水委員、どうぞ。

○生水委員 先ほどの御質問につきまして、県は研修会を行っていただいておりますので、そこに相談員が参加していくということと、県内の情報共有の場をつくっていただいているところです。それと休日相談も実施されておりますので、そこに市民からの相談を受けていただいておりますので、紹介いただいているところです。

以上です。

○永沢委員 お二人の委員、どうもありがとうございました。

そこで消費者庁のほうにお尋ねですけれども、県こういうことをおおよそやっていただきたいということが法令などで規定されていることは資料からわかりましたが、このように協働してほしいというようなガイドライン的なものはあるのでしょうか。先ほど国から細かく決められると動きづらいというお話もございましたけれども、具体的な指導というか、道しるべのようなものをつくっておられるのでしょうか。

○消費者教育・地方協力課梅田補佐 御質問ありがとうございます。

どのくらいの規模で、県でやってくださいであるとか、例えば消費生活相談員を県で何人くらい雇うべきであるとかそういった指標は国では設けてはおられないという状況でございます。

国で決めている話ということで申し上げますと、地方消費者行政強化作戦という形で人口5万人以上のところの全市でセンターをつくってください。人口5万人未満のところでは50%ぐらいは県内でつくってくださいであるとか、相談員の研修参加率をどのくらいにしてくださいという目標を定めています。各県でどのような事務を行ってほしいかということを決めているガイドラインであるとかそういったものは定めていないということでございます。

それから、先ほど永沢委員から「全国的な問題なのですか」というご質問がございましたが、消費者庁がキャラバンという形で全国周ってお話を伺ってきた結果、長野県さんと

同じような状況が各県でも多く見られているという状況かとは思っております。

特に、小規模自治体でセンターを設置するとかということが広域連携でないとなかなか難しい、相談員さんの高齢化、担い手がなかなか見つからないということは、全国的な傾向としてそれなりに声が聞かれているという状況でございます。

○永沢委員 ありがとうございます。

○阿部委員 本日は御説明ありがとうございます。

まさに古川さんが長野県で課題という形で御説明いただいたところ、そして今、消費者庁さんのから全国的にそうであろうということでありましたけれども、私どもも全国の自治体の相談窓口で相談をしている者が会員となり、構成員となっておりますので、多くの声が入っております。

この問題はずっと前から言われている問題ですが、なかなか解決しない。やはりこのところは、私は全域で早急に力を入れていただきたいと思います。きょう御説明あったところにいろいろちりばめられていましたが、要するに県と市町村の連携は例えば国センの研修に1人だから出ていけない。では、勤務以外の日はどうなのですかと言うと、報酬が出ないのでそれも行きませんという1人体制の問題。

そして本当に相談員というものは、日々計算をして今ある情報を収集し、相談解決に向けなくてはいけないのですが、その研修にいけないという問題があるところ。

それから行政に対するクレームも非常に強いということで、それも1人で受けていかななくてはならないことにおいては県と連携して、どういうバックアップをしていくかということをお願いにきちんと構築していただきたいところがあります。

それに関しては、行政の職員の方がどういうパイプをつくっていくかということは非常に大切であろうと思います。先ほどOJTを使ってというようなお話もありましたけれども、本当にそのような形でどうできるか、そこに予算をつけて長野県さんのように大きな県で、先ほど現在やっているものは支援委員が2名と電話と、それから訪問によりますよということだと、例えば国センの研修に出たいのですけれども、近場であれば相談員が出向いてそこで相談を受けるとか、電話の体制をそちらに回す体制になるとか、そういったことがまだ多分どの市町村もなかなかできていないということで、そういったところのシステムをつくっていくということは大事なのではないかとということです。

それを踏まえながらやはり広域でやっていくと、全部県に頼っていると大変なので、同じような立場のところでも広域の連携をすることによって順番に出ていきましょかとかできるのではないかと思います。ぜひそのところはきちんとこういうことを県や都はしてくださいというところで連携ができるような形で予算をつけていただけたら、全体の底上げにもなりますし、目標となっているどこの地域にいても同じ相談レベルで相談ができるというところにもつながるのではないかと考えていますので、このところは重点的にぜひ今回は議論していただきたいと思うところでございます。

以上です。

○小西座長 先生、どうぞ。

○国府委員 私2つ発言したいことがありますして、進行の関係で先生に御相談です。1つは、さきほど尾原課長がおっしゃった消費者安全法上努力義務とされている国の財政措置の問題は中長期的に考えていかなければならないということ、どう整理するかという問題で、私の考えているところを発言したいと思っています。

それからもう一点は、今日の古川委員からの御報告も聞きながら思ったのですが、やはり消費者庁ができてからこの10年間、地方支援をやり地方強化作戦をやってきました。ですが、まだまだ実現できていない課題があるということ、どう見るのかという点です。これら2つをお話したいのですが。

○小西座長 結構です。

○国府委員 まず、生水さんの御報告のあった国による財政支援の問題なのですが、相談を受けて全国で90万件ほどの消費生活相談から国がいろいろな情報を得ているという事実がある。そんな中で国と地方が一緒になってこの業務を分担しているのではないかというお話だったと思うのです。特にここ30年ぐらいの傾向だろうと思うのですが、消費生活相談の多くが取引被害の問題であって、特定商取引法の問題であったり、景品表示法の問題であったり、そういうものが多いということです。その場合に、実は野洲市が受けている特定商取引法の相談は、野洲市内だけで活動している業者ではなくて、京阪神一円で活動していたりして、1都道府県の範囲を超えている事業者で、通信販売になると全国一律で景品表示法違反やっているような業者があります。

これは本来の法的な建て付けとしては、1都道府県で行政処分をしたりするわけにいかなくて、国がやるべきことだと。それによって国が国民経済を公正で適正なものに維持していくという意味で言うと、国がやるべき法規制なりの被害情報を各市町村で拾っていただいているということなのです。そういう意味で生水さんが言われたことは、そのとおりだということができると思うのです。

ただ、残念なことにもう一つの問題があるのは、特定商取引法による被害が出たときに、それをどこに持っていき、どこが行政処分をするかということで、今、どちらかということ、都道府県が中心になっていまして、国ができていないということです。それは、消費者庁は経産局という地方支分部局を使えることになっているのだけれども、そこが十分にできていなくて、僕が以前に見た統計では行政処分をやられている案件のうち、1都道府県の中だけで活動をやっているような事業者の被害は1割に満たないと。9割以上が複数の都道府県にまたがるような被害で本来国がやるべきものだと。ところが、特商法の規定が都道府県が処分することが原則だというような規定の書きぶりになっているというところが問題です。

景表法については、措置命令は国の権限で都道府県に権限なかったのですが、これも平成26年改正で都道府県の権限におろされてから都道府県がやるとなっているけれども、もともとの考え方は国がやるべき事務だということです。

それから、僕が以前に出ていた審議会の中で複数都道府県にまたがるものについては、1府県が行政処分をやったものについて、全国的に域外効力をもたらすような考え方ができないのかという議論もありました。

だけれども、それに対して国は、それは国がやるのだから別に都道府県の行政処分の効果を域外に及ぼす必要はないと明言されていまして、そういう意味では、やはり複数都道府県のもは国の仕事なのだと位置づけて構わないと思うのです。

ただ、問題は国の財政措置が消費者安全法上の義務になってはいなくて努力義務でしかない。生水さんも詳しい生活困窮者支援事業は、法律の中で国の補助金交付義務と補助割合が明記されているし、それから先ほど見せていただいた地方財政法の10条でもその事業は対象に明記されています。ですから、そこまで持っていくための理屈として、さっき僕が言ったような国の事務なのだとすることをきちんと押さえる必要があるのではないかと考えています。それが1つ。

そういうことで日弁連では、国の事務としてきちんと位置づけて、地方交付税10条の中にも位置づけられていくことが大事だという意見を述べています。

なぜならば消費者行政というものは、さまざまな行政分野の中ではかなり後発の部隊で、国が省庁を設置してこの行政分野に着手してからまだ10年しか経っていないわけで、まだまだこういう行政分野は国が積極的に支えてやっていかなければならない分野なのだから、地方財政法の10条に位置づけるべきだというのが日弁連などの考え方です。

話が長くなって恐縮なのですが、もう一つは、地方強化作戦をこれからどういう形で我々がこの懇談会でまとめていくべきなのかというときの1つの視点について、私の考えを申し上げたいのです。2020という目標が我々には与えられています。そのときに僕が危惧することは、以前、消費者庁は財務省との関係で言うと従来の推進交付金をそのまま延長してくれということについては財務省のほうはなかなか了解しないです。その財務省の論理としては、何年間かでこれをやるって言ったじゃないか、だけどやらなかったことはあなたの責任でしょみたいな感じで、それをやれなかったからさらに継続してやらしてくださいということは筋違いでしょみたいなそういうことがあったりするものだから、従来にはない新しい課題をと、つい目先をほかに移してしまうようなことになってしまっているのではないかという点を私自身は危惧しております。

きょう消費者庁からお配りいただいた資料1-1の中に「地方消費者行政における主な事務について」という題のページがあります。①から④の事務に整理されています。結局ここに書かれているように、消費生活相談をしっかりとやる、消費者教育・啓発もしっかりやる、事業者指導、法執行もしっかりやる、これはもう30年も40年も前から消費者行政の基本であり、これをやり切るということであって、これが本当にきちんとやれているのですかということが問われているということだろうと思います。

一例を取れば消費生活相談をきちんとやるためには、センターを配置する、強化作戦で5万人以上の市町村では100%配置するとかそういう目標が定められたり、有資格者の相談

員を配置するというをやってきたけれども、これが長野のお話を聞くと現実的にやれない部分があるわけです。

そうすると僕らは、次に新しい課題でどんな課題がありますかと言うのではなくて、従来目標に掲げてやってきたことはこの10年たってもやれていない。それは何が原因なのだろう。どうしたらそこを達成することができるのだろうという目で、具体的に達成するための道筋を考えていく議論がこの懇談会ではやられるべきではないのかと思っています。

例えば、長野では有資格者がどれだけふえたのかわからないのですが、研修の機会がなかなかないという中では、資格のない相談員の方たちが多くいらっしゃる状況があるのだろうと思うので、その人たちが本当に国民生活センターの研修を受けて、資格を取っていくための道筋をつけていくための具体的な案を考えて、それに財政的な支援が必要であればそこを考えていこうということだろうと思います。

それは、③の事業者指導・法執行の問題などについても同じようなことが言えるわけで、都道府県では執行を担当する職員の数が非常に少ないと。それから課の中でこういうノウハウが伝承されていない。そうしたら、今の消費者庁の取引対策課でも技術的支援はやられているのだけれども、現実問題として消費者庁が主催する研修にもなかなか行けないと、だったらそこをどう乗り越えるのか。

前回配付されていた資料の中に、強化作戦の達成状況というものがあったわけですが、達成状況をもう一回しっかり我々は真摯に受けとめて、どの部分は引き続き必要だからここはもっと工夫をして強化しましょうよという議論をできたらいいのではと思いながら先ほどの古川委員からの御報告を聞かせていただきました。

○小西座長 予定された時間ではあるのですがけれども、非常に重要な場ですのでぜひ発言をお願いいたします。

どうぞ。

○永沢委員 今、先生が大変重要な御提案をされました。私たちは「2020」というこの数字が与えられているので、やはり新たな強化作戦の策定を待っていらっしゃる方に対して具体的にこういう活動はどうかという提言するべきだとは思っておりまして、私は一つ、今までの皆様、特に阿部委員からも広域連携という言葉も非常に出てきました。この広域連携という言葉が何度も出てくるのですけれども、この広域連携というものは具体的に何ができるのかというところは、今のもしかしましたら何かいろいろな規制の中で、例えば市と市それから県と市のこの例えば研修に出られない状況を解決するためには、何か緩めることができることがあるならば緩めることができるのか、そのようなことが前向きにできることがあるのかどうかというところも一つ検討できたらいいのではないかと思います。

私は一つのキーワードとして、1つの市、1つの県、それぞれでは解決できないことをするためには、もしそれを越えられない何かがあるのならば、そこを緩めるなり御提言をすることがいいのではないかと思います。

以上でございます。

○小林委員 今日、せっかくお二方からのヒアリングでしたので、若干論点が拡散するかもしれませんが、次期強化作戦においても消費者安全確保地域協議会及び消費者教育推進協議会というものが1つの目標になるだろうと。これは現在においても全国共通の課題だろうということは言っているのではないかと思います。

今日、御報告いただいたお二方から見て、なぜこの2つの協議会の設置だとか展開が全国的に進んでいないのか、何がネックになっているのかということと、事態をどうしたら打開できると思うかというアイデアについて、もし御所見がありましたらお聞かせいただければと思います。

もう一点が、相談員の確保問題というものも全国共通の課題だと思います。これはなかなか自治体単独で解決が困難ではないかと思うのですけれども、これについて例えば国としてできる施策が何かあるか、なしかといったことについても、アイデアがあればお聞かせいただきたいです。

以上です。

○小西座長 次回にということでも結構ですし、どうぞお願いします。

○消費者教育・地方協力課梅田補佐 まず、国としてできることという話でいうと、相談員の確保策ということで今回、強化作戦において、例えば相談員の確保を掲げた際に、国として支援できる取り組みもセットで考えていく必要はあるのだろうと思っております。

それから、一応今回の強化作戦については、2020からおおむね5年間ぐらいというところをターゲットにしてもう一回目標を立てましょうということでございますので、国府委員からもお話がありましたけれども、現行の強化作戦の課題としてできていないところに加えて、新たな課題ができてきているものということをもう一度きちんと整理をした上で目標を設定して、それに対して実際に目標を達成するためにどういった方策が考えられるのかというところまでこの懇談会である程度整理ができればいいのかと思っております。

○生水委員 実はいろいろな自治体の職員の方から御質問ございまして、それが消費生活センターと他部署と連携ができない、どうしたら連携できるだろうかという御質問が本当に多いのです。視察に来られる議員の方からもそれはございます。

消費生活センターは孤立しているのではないかと感じてしまうところです。地域のほうに出向いていくという発想が今まで少なかったのかと。出前講座等はございますが、地域で活動されているさまざまな団体さんや関係機関との連携をもっと推し進めて、地域づくりという観点を持つことが一つ大事ではないかと思っております。

野洲市でも、令和3年に地域福祉計画が見直しされまして、今、検討段階に入っております。この地域福祉計画の中に消費者支援いわゆる消費者行政の推進というところの項目を福祉計画の中に入れ込んでいくことは、一つ大事になるのではないかと考えて、野洲市では地域福祉計画に入れ込んでいくことを協議する予定でございます。

そういった消費生活センターだけで何ができるかということを考える議論ではなくて、もっといろいろな分野にまたがってどのような施策と連動して事業を行っていくのかと

いう視点を取り入れていくということが必要ではないかと考えます。

以上です。

○古川委員 それでは今の御質問にお答えします。

まず、一つ協議会等の関係でございますけれども、どうしたら進められるかというアイデアにつきましては、やはり全ての地域の中で高齢者等の見守り活動ができるようにハードルを下げる必要があるのではないかと考えております。

先ほど野洲市さんのお話を伺っている中で、非常に進んだ取り組みだということで改めて認識をしたのですけれども、あれを全ての市町村ができるかといったらなかなか難しいだろうと思います。

その中で大事なことは先ほどもお話をしましたけれども、高齢者の方とか地域の方が被害に遭わないために、いかに今ある既存の仕組みを使って情報を共有するかということです。小さな市町村では担当者が1人いていろいろなことをやっておりますので、そういう中でそういったハードルの高いことを求めるのではなくて、段階的にやっていくことです。かつ、そういった部分については広域の連携の中で、例えば県が支援をするとかそういったことを含めて対応をしていくことが必要ではないかと思えます。

繰り返しになりますけれども、例えば消費生活相談のサポートについても、例えば県のセンターがそういうことを市町村の相談員さんの支援に当たるといことであれば、そういうところにその業務を明確にしてそちらにシフトをして対応をしっかりとやる。啓発のための材料を提供するとか、そういうことが県としてできることではないかと思えますので、その辺が計画の中に明確に出てくると、逆に市町村も相談体制のところから自ら何をやればいいのかということがはっきりしてくると思うのです。

本県の状況を申し上げますと、市町村は例えば県の消費生活センターがあれば自分のところはやらなくてもいいのではないかと考えてしまいがちなところもございますので、そうではなくて、例えばプライマリーケアがあって大きな病院があってというような、最終的には国民生活センターさんがいらっしゃるわけですので、そういったことがより明確になる必要があると考えています。

○小西座長 ありがとうございます。

議論は尽きないところなのですけれども、時間が経過しております。

今日は非常に内容の濃い議論をいただいたと思っております。

財政支援は基本、新たな課題に対応するところもありますけれども、国府先生がおっしゃったみたいになできなかったところの底上げを図るところが大きな柱で、古川委員の御発言にも共通していることです。

それから、トップランナーの取り組みはどんどん推進していくということが必要で、生水委員の御発言の中にたくさんヒントがあったと思っておりますので、こういう方向でその次なる作戦を考えながら、消費者安全法の努力義務のところをもう少し底上げして行って、ここまではやはりやらなければならないという内容にしていく。そうするとそれが財政の間

題におのずとつながっていくと最初の御報告であったと思いますので、今日はそういう話し合いができたと思います。

次回、すぐまた、6月20日に予定されていると思いますので、そこで改めて議論を深められればと思います。

事務連絡をどうぞお願いします。

○消費者教育・地方協力課尾原課長 次回の懇談会につきましては、6月20日を予定しております。

議題につきましては座長とも御相談させていただきますけれども、消費者団体の立場からの委員ヒアリングなどを実施しつつ、新たな策定に向けて御議論いただければと思っております。

ヒアリングの依頼につきましては、すぐにお問い合わせいただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○小西座長 それでは、本日は以上でございます。

どうもありがとうございました。